3　経営力向上計画の認定等

(一)　経営力向上計画の認定対象を特定事業者等とし、中小企業信用保険法の特例等を規定することとした。（第一七条、第二二条～第二五条及び第二七条～第三〇条関係）

(二)　特定事業者等が事業承継等により取得等した経営資源が、他の経営資源と一体的に用いるために必要な機能等を備えていないことにより損害が生ずるおそれがあるかどうかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査に関する事項を、経営力向上計画に記載することができること等とした。（第一七条、第二二条及び第二五条関係）

4　先端設備等導入計画の認定等

先端設備等導入計画の認定及び認定を受けた先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に係る中小企業信用保険法の特例を規定することとした。（第四九条～第五四条関係）

三　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正関係

1　定義

「特定事業者」とは、常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等とすることとした。（第二条関係）

2　地域経済牽引事業計画に係る措置

特定事業者を対象に、地域経済牽引事業計画に係る中小企業信用保険法の特例等を規定することとした。（第一五条、第一九条、第二〇条、第二二条及び第二八条～第三〇条関係）

四　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正関係

中小企業者の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、事業活動の継続に支障が生じている場合、経済産業大臣の認定を受け、所定の手続をとることで、所在不明株主の株式の買取り等を行うまでに必要な期間（五年）を一年に短縮する会社法の特例を規定することとした。（第一五条関係）

五　下請中小企業振興法の一部改正関係

1　対象取引の明確化及び振興事業計画の承認等

本法の対象とする取引類型の明確化を図るとともに、単独又は複数の下請事業者を振興事業計画の申請の対象とすること等とした。（第二条、第五条及び第一一条関係）

2　下請中小企業取引機会創出事業者の認定等

下請中小企業取引機会創出事業者の認定及び認定を受けた下請中小企業取引機会創出事業者が行う下請中小企業の取引の機会を創出する事業に係る中小企業信用保険法の特例等を規定することとした。（第一五条～第二一条関係）

六　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正関係

中小機構は、経営の革新を行う事業者等に対して、その事業を行うのに必要な助成の業務を行うこととした。（第一五条関係）

七　生産性向上特別措置法の廃止関係

生産性向上特別措置法を廃止することとした。（第一〇条関係）

八　附則関係

1　所要の経過措置について定めることとした。（附則第三条～第二〇条関係）

2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二一条～第三五条関係）

九　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月以内の政令で定める日から施行することとした。

◇鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第七一号）（農林水産省）

1　都道府県知事が講ずる鳥獣による被害の防止に関する措置

(一)　市町村の被害防止施策のみによっては十分な被害防止が困難な場合に市町村長の要請を受けた都道府県知事が講ずる措置について、協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ講ずる旨を明記し、その具体的な措置として市町村間の連絡調整を加えるとともに、被害の防止に関する捕獲等を行うことができるようその範囲を拡大することとした。（第七条の二第二項関係）

(二)　国は、都道府県知事が行う調査及び措置に対して、必要な財政上の措置を講ずるものとした。（第八条第一項関係）

2　鳥獣被害対策実施隊員の任命に当たっての多様な人材の活用への配慮

市町村長は、鳥獣被害対策実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとした。（第九条第四項関係）

3　捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の成果の普及

国及び都道府県は、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うものとした。（第一四条関係）

4　捕獲等をした対象鳥獣の効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供

国及び地方公共団体が講ずる捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理を図るための措置として、効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供を明記することとした。（第一〇条関係）

5　捕獲等をした対象鳥獣の有効利用

(一)　捕獲等をした対象鳥獣の利用方法として、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用を明記することとした。（第四条第二項第八号関係）

(二)　国及び地方公共団体は、捕獲等をした対象鳥獣の有効利用における安全性を確保するため、当該対象鳥獣の食品としての加工、流通及び販売における衛生管理の高度化の促進に努めなければならないものとした。（第一〇条の二第一項関係）

(三)　国及び地方公共団体が講ずる捕獲等をした対象鳥獣の有効利用の促進を図るための措置として、捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等としての加工に必要な施設等の整備充実を明記することとした。（第一〇条の二第二項関係）

(四)　国が連携の強化に必要な施策を講ずる関係者として、捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等としての加工、流通又は販売を行う事業者を明記することとした。（第一〇条の二第三項関係）

6　人材育成の充実強化

国及び地方公共団体が講ずる人材育成に係る措置について、鳥獣の捕獲等（食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等に適した方法によるものを含む。）について専門的な知識経験を有する者の育成を明記するとともに、関係機関等と連携した体系的な研修の実施を例示することとした。（第一五条関係）

7　銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長

特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作等の技能に関する講習の免除措置に係る期限を令和九年四月一五日まで延長することとした。（附則第三条第二項関係）

8　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（法律第七二号）（消費者庁）

一　特定商取引に関する法律の一部改正関係

1　書面交付に係る規定の整備

販売業者等が契約締結時等に交付すべき書面の交付に代えて、購入者等の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをいう。）により提供することができること等とした。（第四条第二項等関係）

2　業務禁止命令等に係る規定の見直し

主務大臣が業務の禁止を命ずることができる役員等を、販売業者等に対して業務等の停止を命ずる日前六〇日以内においてその役員等であった者から業務等の停止を命ずる日前一年以内においてその役員等であった者に改めること等とした。（第八条の二第一項等関係）